

英米における間接税・インボイス制度と仕入税額控除の実態

1. はじめに

我が国における 2023 年 10 月の適格請求書等保存方式(インボイス制度)¹の導入に伴い、免税事業者(年間の課税売上高が 1,000 万円以下の事業者)からの課税仕入れに対する仕入税額控除²は、原則として全面的に不可とされた(財務省, 2023)。しかし、免税事業者と取引を行う買手側事業者(公益法人、中小企業、シルバー人材センター等を含む)の急激な税負担増や取引からの免税事業者排除³を緩衝するため、控除可能割合を段階的に縮小させる経過措置が講じられている。平たく言えば、免税事業者から仕入れを行う買手企業は、インボイス制度の導入直後は仕入れにかかった消費税相当額の一部をこれまでどおり自社の消費税納税額から差し引くことができるが、その割合が段階的に縮小し、最終的にはゼロになる、という制度である。

経過措置では、2023 年 10 月 1 日から 2026 年 9 月 30 日までの 3 年間は仕入税額相当額の 80%を、2026 年 10 月 1 日から 2028 年 9 月 30 日までの 2 年間は 70%を、2028 年 10 月 1 日から 2030 年 9 月 30 日までの 2 年間は 50%を、2030 年 10 月 1 日から 2031 年 9 月 30 日までの 1 年間は 30%を、それぞれ仕入税額控除として認める措置が講じられており、2031 年 10 月 1 日以降はこの経過措置自体が終了し、免税事業者からの課税仕入れは全額が仕入税額控除の対象外となる(財務省, 2023)。具体例で示すと、免税事業者から本体価格 10,000 円のサービスを仕入れた場合、消費税相当額は 1,000 円であるが、現在(～2026 年 9 月)はそのうち 800 円を、2026 年 10 月以降は 700 円を、それぞれ買手企業の消費税の納税額から差し引くことができる。しかし 2031 年 10 月以降はこの 1,000 円を一切差し引けなくなり、買手企業が全額を自己負担することになる。当協会をはじめとする実務現場からは、高齢者のシルバー人材センターへの業務委託や、個人事業主・小規模非営利団体をパートナーとする公益活動への影響を危惧し、「免税事業者からの課税仕入れにかかる 70%控除経過措置(2026 年 10 月～)の当面維持・恒久化」を強く要望している(公益法人協会, 2026)。

本調査ノートは、こうした税制改正要望の背景を踏まえ、主要諸国である米国(United States)および英国(United Kingdom)における間接税制の構造、小規模事業者や非登録業者(免税事業者に相当)からの調達・取引における税負担軽減措置、および非営利・公益部門への配慮手法を比較・分析し、日本のインボイス制度に対する課題と対策を整理することを目的とする。

2. 米国の州小売上税(Retail Sales Tax)における実態

2.1 連邦付加価値税(VAT)の不在と州売上税の仕組み

米国には、連邦レベルでの付加価値税(VAT)⁴や統一的な消費税は存在しない。代わりに、州および地

¹ 適格請求書(インボイス)とは、売手が買手に対して正確な消費税率や税額を伝えるための請求書等をいう。国税庁の登録を受けた「適格請求書発行事業者」だけが発行でき、買手はこれを保存することで消費税の仕入税額控除を受けられる(国税庁, 2026)。

² 仕入税額控除とは、事業者が売上時に受け取った消費税額から、自らが仕入れの際に支払った消費税額を差し引いて納税額を計算する仕組みである。この差引きが認められないと、同じ商品にかかる税が流通の各段階で二重・三重に積み重なってしまうため、その防止を目的とする。

³ 免税事業者に対し、課税事業者への転換や一方的な値引きを強いることは、独占禁止法・下請法(フリーランス・事業者間取引適正化等法)上問題となり得る行為として、関係省庁が注意を促している(財務省・公正取引委員会・経済産業省・中小企業庁・国土交通省, 2022)。

⁴ 付加価値税(VAT)とは、生産・流通の各段階で生まれる付加価値に対して課税し、事業者が納税の際に仕入れにかかった税額を差し引く多段階課税方式の間接税である。日本の消費税や英国の VAT はこの方式に分類され、OECD 加盟国の多くが採用している(OECD, 2024)。

方自治体(郡・市など)が独自に「小売売上税(Retail Sales and Use Tax: RST)」を課している(アラスカ、デラウェア、モンタナ、ニューハンプシャー、オレゴン⁵の5州等を除き、45州およびコロンビア特別区で導入)(Tax Foundation, 2025/2026)。噛み砕いて言えば、日本の消費税が「モノやサービスが手から手へ渡るたびに少しずつ課税していく」方式であるのに対し、米国の売上税は「お店のレジで一度だけ課税する」方式に近く、仕組みそのものが根本的に異なっている。

米国の売上税は「最終消費」段階でのみ課税される単段階課税方式(Single-stage tax)である。したがって、日本や欧州のような「前段階税額控除(仕入税額控除)」という概念そのものが原則として存在しない(Tax Foundation, 2025/2026)。

2.2 事業者間取引(B2B)と小規模供給業者からの調達

売上税制度下において、事業者が転売目的(Resale)で仕入れる商品や、製造過程で直接原材料として組み込まれる物品を仕入れる場合、買手事業者は売手に対して「再販売免許／転売証明書(Resale Certificate)」⁵を提示する。これにより、仕入時の売上税は全額免除(非課税)となる(Sales Tax Institute, 2025)。つまり、後で転売する予定の在庫品にまで税をかけてしまうと二重課税になってしまうため、その分の課税を「最終消費者に売れる瞬間」まで先送りする仕組みである。

一方、事業者が事業用備品や各種サービス(広告、コンサルティング、清掃等)を仕入れる「最終消費」に該当する取引については、売手が登録業者か小規模な非登録業者かに関わらず、最終消費税(または補完税としての使用税:Use Tax)⁶が発生する(Sales Tax Institute, 2025)。日本の免税事業者からの仕入れとは異なり、米国では「税を払うかどうか」自体は避けられず、単に「誰が税務当局へ納めるか」が売手と買手のどちらになるかが変わるだけという点が特徴的である。

- ・ 売手が登録業者の場合:購入時に売上税が請求・徴収される。
- ・ 売手が小規模で売上税徴収義務を持たない(または州外の非登録)業者の場合:買手企業側が自ら「使用税(Use Tax)」を計算し、州税務当局に直接自己申告・納付する義務(Consumer Use Tax)を負う。

2.3 非営利法人(501(c)(3)団体等)への免税措置

米国のほぼすべての州において、内国歳入庁(IRS)から内国歳入法第501条(c)(3)⁷の適用を認められた非営利・公益団体は、買い手として物品・サービスを購入する際に「非営利団体免税証明書(Tax Exemption Certificate)」を提示することで、売上税の支払いを免除される(Avalara, 2025)。したがって、相手方が小規模業者であっても仕入れにかかる中間税負担の増加という問題は生じにくい構造となっている。日本に置き換えて言えば、公益法人やNPOが「うちは公益団体です」という証明書を一枚見せるだけで、仕入れにかかる税負担そのものが最初から発生しない、というイメージに近い。

3. 英国の付加価値税(UK VAT)における実態

3.1 英国 VAT の基本構造と高い免税点(Registration Threshold)

英国はインボイス方式による多段階課税(VAT)制度を採用している。英国における最も大きな特徴は、非常に高いVAT登録義務基準額(免税点)が設定されている点である(HM Revenue & Customs, 2024-2026)。

⁵ 転売証明書(Resale Certificate)とは、転売目的で商品を仕入れる事業者が売手に提示する証明書である。これを提示すると、仕入れの時点では売上税が課されず、最終消費者に販売される段階で初めて課税される。

⁶ 使用税(Use Tax)とは、本来課されるべき売上税が仕入れの際に徴収されなかった場合に、買手側が自ら申告・納付する補完的な税である。州外の業者からの購入などで売上税が課税されない場合の課税漏れを防ぐ仕組み。

⁷ 内国歳入法第501条(c)(3)は、宗教・慈善・教育・科学等を目的とする団体を内国歳入庁(IRS)が非営利団体として認定し、連邦法人所得税等を免除する規定である(Internal Revenue Service, 2024)。

英国における VAT 強制登録閾値は、過去 12 ヶ月の課税売上高が 90,000 ポンド(現在の為替水準で約 1,900 万円～2,000 万円相当)⁸である(HM Revenue & Customs, 2024-2026)。日本の 1,000 万円基準と比較して倍近く高く設定されており、英国の小規模事業者(フリーランス、個人事業主、地域の非営利団体等)の多くは VAT 非登録業者(Unregistered businesses)として存続している。つまり英国では、日本よりもはるかに多くの小規模事業者が「そもそも登録しなくてよい」という立場にとどまるため、インボイス制度が抱えるような摩擦が生じにくい。

3.2 VAT 非登録業者(Unregistered Suppliers)からの仕入れと仕入税額控除

英国の VAT 制度(HMRC:歳入税関庁管轄)において、VAT 非登録業者から物品やサービスを調達した場合、その請求書には VAT(標準税率 20%)が含まれない(HM Revenue & Customs, 2024-2026)。この場合の買手側(VAT 登録事業者)の税務処理および経済的影響は以下の通りである。

表 1 英国 VAT 制度における仕入先区分と買手側の負担関係

取引区分	請求金額の内訳	仕入税額控除 (Input VAT Recovery)	買手の実質負担と 税負担影響
VAT 登録業者からの仕入れ	本体価格 100 + VAT20 = 計 120	20 を全額控除可能 (Net コスト = 100)	仮払 VAT は仮受 VAT と相殺されるため、税コストゼロ。
VAT 非登録業者からの仕入れ	本体価格 100 (VAT 請求なし) = 計 100	控除対象となる VAT が存在しないため 0	仕入 VAT が発生していないため、仕入税額控除ができなくても買手に追徴の税負担は生じない(Net コスト = 100)。

英国では、VAT 非登録業者からの請求には「VAT そのものが上乗せされていない」ため、買手が「仕入税額控除を受けられない」としても、納税額が増加する(損をする)わけではない。売手が VAT 分を上乗せしていないため、買手のコストは本体価格のみとなる。

これに対し日本の消費税制度では、免税事業者も慣行として「消費税込み価格」で取引を行ってきた歴史がある。そのため、インボイスなしで控除が切り捨てられると、買手側が相手に支払った「消費税相当分」を二重に自腹を切って納付させられる格好となり、税負担が激増する。一言でまとめると、英国では「そもそも税を上乗せされていないから損のしようがない」のに対し、日本では「税込みで払ったのに控除だけ認められない」という点が、両国の決定的な違いである。

3.3 ゼロ税率(Zero-Rated)と免税(VAT Exempt)の違い

英国の VAT 制度では、「ゼロ税率(Zero-rated)」と「非課税/免税(Exempt)」が明確に区別されている(HM Revenue & Customs, 2024-2026)。

- ゼロ税率(Zero-rated): 食料品、子供用衣服、本・新聞、身体障害者用設備等。消費者に VAT は課されないが、事業者は仕入 VAT を全額還付請求できる。平たく言えば「税率が 0%であるだけの通常の VAT 課税取引」であり、事業者にとっては仕入時に払った VAT をきちんと取り戻せる点が重要である。
- 免税(Exempt): 金融サービス、保険、教育、医療、一部の慈善活動等。VAT は請求できないが、同時に関連する仕入 VAT の控除も認められない(Partial Exemption 制度による複雑な按分計算が必要)。

⁸ 英国では課税売上高が登録閾値(90,000 ポンド)を超えた事業者は HMRC(歳入税関庁)に VAT 登録の届出を行う義務があり、登録後は VAT の請求・納付および申告が必要となる(GOV.UK, 2024)。

要)⁹。「ゼロ税率」は税率が 0% だけの VAT 取引だが、「免税」はそもそも VAT の世界の外にある取引という違いがあり、この 2 つを混同しないことが実務上のポイントである。

4. まとめ

下表は、日本、米国、英国における間接税・インボイス制度および小規模仕入先からの調達にかかる税負担構造を比較整理したものである。

表 2 日本・米国・英国の間接税およびインボイス制度の比較一覧

比較項目	日本 (消費税・適格請求書)	米国 (州小売売上税:RST)	英国 (付加価値税:UK VAT)
税制の基本構造	多段階課税(インボイス方式)	最終消費段階のみの単段階課税	多段階課税(インボイス方式)
事業者免税点(閾値)	売上高 1,000 万円	州ごとの経済的ネクサス基準(売上 10 万ドル等) 10	売上高 90,000 ポンド(約 1,900 万~2,000 万円)
非登録・免税仕入先との取引	控除制限あり(経過措置で 80%→50%→0%)	転売用は免税証明で非課税。事業最終消費に使用税発生。	仕入 VAT 自体が発生しない(控除不要・損なし)
取引価格における「税の存在」	免税事業者も税込み価格で請求する慣行が強い	免税業者・非登録業者は税を非請求	非登録業者は VAT (20%) を非請求
公益法人・非営利団体への特例	一般事業者と同様のインボイスルールが適用される	501(c)(3)等の買手免税証明書により売上税免除	慈善団体(Charity)向けゼロ税率・免税規定あり

国際比較を通じて明らかになったのは、英米においては「免税(非登録)事業者から仕入れたことで買手事業者の税負担が理不尽に急増する」という構造が存在しない、または構造的に回避されているという事実である。

- ・ 米国では、売上税免除証(Resale / Exemption Certificate)により B2B や非営利の仕入れ段階での二重課税が防止されている(Sales Tax Institute, 2025; Avalara, 2025)。
- ・ 英国では、非登録業者が VAT を請求しないため、買手側が「控除漏れ」による税負担増を被ることがない。さらに 90,000 ポンドという高い免税点により小規模業者が保護されている(HM Revenue & Customs, 2024-2026)。

我が国における消費税は長年「帳簿方式(いわゆる益税問題を含んだ価格転嫁慣行)」で運用されてきたため、免税事業者(シルバー人材センターの会員、フリーランス、小規模 NPO 等)の取引価格には消費税相当額が事実上埋め込まれている。ここでいう「益税」とは、免税事業者が取引先から受け取った消費税相当額を国に納めず、そのまま手元に残せることを指す用語であり、インボイス制度はこの益税を解消することも目的の一つとしている。

⁹ 部分免税(Partial Exemption)制度とは、課税売上(VAT を請求できる取引)と非課税売上(VAT を請求できない取引)の両方を行う事業者が、仕入 VAT のうち非課税売上に対応する部分を除いて控除額を按分計算する仕組みである。計算方法が複雑なため、多くの英国事業者にとって実務上の負担となっている。

¹⁰ 経済的ネクサス(Economic Nexus)とは、州外の事業者であっても、その州における売上高や取引件数が一定基準を超えた場合には、その州の売上税を徴収・納付する義務が生じるという考え方である。2018 年の米国連邦最高裁判決(South Dakota v. Wayfair, Inc.)を契機に、多くの州で導入された。

この状況下で経過措置の控除割合が2026年10月以降70%へ引き下げられ、2031年10月以降に控除措置自体が終了(0%)すると、公益法人のように小規模事業者や高齢者を直接支援・活用するセクターでは、「仕入先を変更(排除)するか」「自団体が巨額の消費税をかぶり財務悪化を受け入れるか」という過酷な選択を迫られる(公益法人協会, 2026)。

<実務的提言>

1. 経過措置(70%控除)の当面維持・恒久化の推進: 英米の制度設計が示す通り、中小・非営利セクターへの配慮は税制の安定性に不可欠である。少なくとも取引環境の整備や単価調整が定着するまでの間、70%控除措置を無期限に延長・維持することは、中小・非営利セクターにとっても税負担や事務負担の激変を緩衝する観点から求められる。
2. 公益法人等に対する買手側特例の検討: 米国の501(c)(3)免税証明制度を参考に、社会的な共助・公益活動を担う法人が行う仕入れについては、免税事業者からの調達であっても一定の仕入税額控除を認める特例措置の導入を中長期的に検討すべきである(Avalara, 2025)。

文 献

Avalara (2025) U.S. Sales Tax Exemptions 101: Purchaser-Based Exemptions for Non-Profits.

GOV.UK (2024) Register for VAT: VAT registration thresholds and the registration process.

HM Revenue & Customs (HMRC) (2024-2026) VAT registration thresholds and unregistered businesses recovery rules. GOV.UK.

Internal Revenue Service (IRS) (2024) Exemption Requirements – 501(c)(3) Organizations.

OECD (2024) Consumption Tax Trends 2024: VAT/GST and Excise, Core Design Features and Trends. OECD Publishing, Paris.

Sales Tax Institute (2025) What is a resale certificate and who can use one?

Tax Foundation (2025/2026) State and Local Sales Tax Rates, 2025/2026 Edition.

公益財団法人 公益法人協会(2026)『令和9年度税制改正に関する要望書』第III-4項目「消費税インボイス制度における仕入税額控除の経過措置の恒久化」。

国税庁(2026)『消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ&A』(令和8年5月改訂)。

財務省(2023)『インボイス制度の概要及び経過措置の適用について』。

財務省・公正取引委員会・経済産業省・中小企業庁・国土交通省(2022)『免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ&A』(令和4年1月19日公表)。

(白石喜春)